地域の鳥獣被害対策取組み状況チェックリスト

1. はじめに～鳥獣被害対策を地域ぐるみで推進するために～
2. 住民の方々が野生鳥獣の生態や防除方法を知ること
3. 地図などを利用して地域の現状を把握すること
4. みんなで話し合い共通意識を持つこと
5. 集落全体で鳥獣害対策に取組むこと

鳥獣被害対策を推進していく際には、上記のポイントを念頭に置きながら普及啓発方法

を考えていく必要があります。

鳥獣被害対策を行う上で必要であると思われる取組み（チェックリスト）

1. 鳥獣被害防止施設の設置
2. 農用地とその周辺の環境の改善
3. 有害捕獲
4. その他

それぞれの項目をチェックすることで自らができている取組みとそうでない取組みを再認識することができます。

地域で行われる鳥獣被害対策学習会や研修会でのこのチェックリストを活用され、住民の皆さんがこの取組みに対する意識が高まり、地域全体としての合意形成や共通認識を持つきっかけになることを願います。

2　チェックリスト活用手法

　 数か月から1年毎に取組み状況を自己評価し、再点検していくことで、継続的に鳥獣被害対策に取組んでステップアップを目指しましょう。

1. 各項目において、〇の取組を3点・△の取組を2点・×の取組みを1点として、採

点してください。

（2）点数の高い取組みの項目は、その集落における適切な鳥獣被害対策の取組みです。

　　 例えば、鳥獣被害防止施設の設置は優れている等　（客観的な自己評価）

（3）点数の低い取組みの項目は、更に話し合いを進めて十分でない点に対する改善計画を策定し、実行できるようにしてください。

　　 例えば、鳥獣被害防止施設の設置は劣っている等　（客観的な自己評価）改善策の

策定の基礎資料として活用してください。

3　集落の鳥獣被害対策の取組み状況の判定方法

チェックリストの〇の数の合計により、集落の鳥獣被害対策の取組み状況を総合的に

判定し、現状を認識してください。これにより、地域の取組みの優先度を明確にし、地域の鳥獣被害に対する取組みの共通認識の形成を図りましょう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇の取組の個数 | 総合判定 | 今後の取組み方法 |
| 〇の取組の数【25～38個】 | 鳥獣被害に強い集落 | この状況を継続してください。 |
| 〇の取組の数【12～24個】 | 鳥獣被害に少し強い集落 | 上位ランクを目指して集落で改善できるものから取り組みましょう。 |
| 〇の取組の数【0～11個】 | 鳥獣被害に弱い集落 | 集落全体で意識改革が必用です。鳥獣被害対策を皆で取り組む合意形成を図り、改善取組計画を策定しましょう。県・市では、地域ぐるみで獣害対策に取組む集落等を支援していますので、勉強会等の開催を検討してください。 |

①　鳥獣被害防止施設の設置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 取組項目 | 判定 |
| 1 | 集落を餌場にしないため、被害に遭う作物（農地）は全て防護柵で囲っている。 |  |
| 2 | 防護柵の設置・管理は地域で話し合って行っている。 |  |
| 3 | 防護柵は維持管理がしやすい場所や効率的な設置に心掛けて、複数の農用地を一緒に4方をしっかり囲っている。※　籔、竹林、山林等に設置しない。※　水路や道路を横切らない。 |  |
| 4 | 電気柵は、地面から20㎝間隔で2段張りで設置している。※ツキノワグマ対策では20㎝間隔で3段張り |  |
| 5 | 電気柵のアースは、地面から30㎝以上深く埋め込み、棒の間隔は2ｍ以上離して設置している。 |  |
| 6 | 電気柵は、舗装や石垣から50㎝以上は離して設置している。 |  |
| 7 | 防護柵越し、ネット越しの被害を受けないように柵から1ｍ以上間隔を取って栽培している。 |  |
| 8 | 防護柵の地際は竹や鉄パイプ等を活用し、掘り返し対策を行っている。 |  |
| 9 | 週に1回は、防護柵の外側を歩き柵の見回り、点検、補修を行っている。電気柵の場合は電圧チェックを行う。 |  |
| 10 | 防護柵周辺の草刈り等を2週に1回は実施している。 |  |
| 11 | 侵入されたときは、直ぐに原因を究明し防護柵の改善を行っている。 |  |
| 12 | 電気柵は、電圧チェックを週に1回行っている。目安は4000V以上 |  |
| (13) | 防護柵は作物の目隠し効果としてトタンも併用している。 |  |
| （〇の取組を3点・△の取組を2点・×の取組みを1点）39点満点 |  |

②　農用地と集落環境の改善

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 取組項目 | 判定 |
| 1 | 集落内の果樹（柿・栗等）は、被害に遭わないよう電気柵で周囲を囲う、幹にトタンを巻く、果樹を収穫する等適切に管理している。 |  |
| 2 | 誰も管理していない放任果樹は伐採している。 |  |
| 3 | クズ野菜や生ごみは庭や農用地に捨てず、廃棄物としてごみ収集に排出している。※コンポストは、匂いで獣を誘引してしまう可能性があります。 |  |
| 4 | 収獲しない野菜等は、鳥獣に食べられる前に回収し処分している。 |  |
| 5 | 稲刈り後の2番穂や遅れ穂も餌となるので、耕起している。 |  |
| 6 | タケノコは獣の餌になりやすいので、竹藪を管理してできるだけ穫る。 |  |
| 7 | 畑の周辺で野生化している野菜は除去している。 |  |
| 8 | お墓のお供えものも餌となるので、御参りが済んだら持ち帰っている。 |  |
| 9 | 農作物に被害を受けたら、すぐに対処して繰り返し被害を受けないようにしている。（二度と餌場にさせない。） |  |
| 10 | 納屋や倉庫で野菜を保管する際は、ドアや窓を締めて、鳥獣に盗られないようにしっかり管理している。 |  |
| 11 | 野生動物の隠れ場所となる茂みや藪はなるべく減らしている。（地域を獣の住処にしない。地域に獣を近寄らせない取組み） |  |
| 12 | 餌場となる畑をなくすよう（地域を獣の餌場にしない取組み）皆で注意している。 |  |
| (13) | こんにゃく、トウガラシ、シソ、お茶等を農地のまわりで栽培し、農地に興味を持たせないようにしている。 |  |
| (14) | 耕作放棄地や山際の籔に牛、羊やヤギを放牧して雑草の管理に活用している。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （〇の取組を3点・△の取組を2点・×の取組みを1点）42点満点 |  |

③　有害捕獲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 取組項目 | 判定 |
| 1 | 威嚇機器（爆音機や忌避剤）は慣れが生じないように組み合わせて適切な時期でその都度必要に応じて使用している。※継続して使用していない。 |  |
| 2 | 被害を出す鳥獣の個体を中心に有害捕獲している。 |  |
| 3 | 捕獲計画は、設置場所の選定から捕獲後の処分方法まで計画している。 |  |
| 4 | 猟友会との連携（情報交換・捕獲技術）はしっかり取っている。 |  |
| 5 | 地域で新規狩猟免許取得に取り組んでいる。 |  |
| 6 | 捕獲のみに偏らず防除対策も同時に行っている。 |  |
| 7 | 捕獲者のみに負担を掛けずに、出没情報の提供や檻の見回り等の点検を地域の皆で協力している。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （〇の取組を3点・△の取組を2点・×の取組みを1点）21点満点 |  |

④　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 取組項目 | 判定 |
| 1 | 獣害対策は地域全体の問題として皆で取り組んでいる。 |  |
| 2 | 獣害対策を皆で話し合う場を定期的に設けている。 |  |
| 3 | 収穫祭、朝市、収穫体験等を開催して地域に人が集まるようにしている。 |  |
| 4 | 地域が活性化するように皆で協力して継続的に取り組んでいる。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （〇の取組を3点・△の取組を2点・×の取組みを1点）12点満点 |  |

※NOの（）がついている項目は、必要に応じて実施すると良いもの。